

# 公 告

## 桜島直轄砂防事業における災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等） に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成27年 1月26日

国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 加藤 仁志

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成23年5月1日一部改正：以下「土砂法」という）の法27条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する下記（2）の区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

#### (2) 業務の実施区域

大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令のあった区域も同様とする。

#### (3) 協定期間 平成27年 4月 1日（予定） ～ 平成28年 3月31日

#### (4) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

### 2. 基本協定締結希望者募集区分

各募集区分毎に募集するが、募集区分を重複しての応募も可とする。

募集区分	内 容	協定締結業者数
募集区分（1）	噴火中の火山等を想定したLP計測等による地形変状の計測	5社程度
募集区分（2）	火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援	5社程度

### 3. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定あるいは平成27・28年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定をどちらかにおいて平成27年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。  
 上記募集区分の(2)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成27年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。  
 なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成16年度～平成26年度に完了した業務において、大隅河川国道事務所が発注した砂防事業に関する土木関係建設コンサルタント業務もしくは測量業務の実績を有すること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
  - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。  
 上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
  - ② 以下のいずれかの資格を保有するとともに、砂防関係の高度な調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有していること。  
 (砂防関係の高度な調査・検討業務とは、噴火中の火山や大規模な土石流災害等での調査・検討業務とします。)

#### 募集区分(1)について

ア)	測量士
イ)	技術士(総合技術監理部門:建設-河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
ウ)	技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
エ)	土木学会認定技術者(特別上級、上級)を有する者(流域・都市または防災)
オ)	工学博士、農学博士あるいは理学博士(砂防に関する博士)

#### 募集区分(2)について

ア)	技術士(総合技術監理部門:建設-河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
イ)	技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
ウ)	土木学会認定技術者(特別上級、上級)を有する者(流域・都市または防災)
エ)	工学博士、農学博士あるいは理学博士(砂防に関する博士)

### 4. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、3.に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 募集区分(1)については、災害時における実用性について評価を行い決定する。
- (3) 応募者が多数の場合は  
 応募区分(1)についてはDMデータの観測方法(安全対策含む)や観測精度

応募区分（２）についてはシミュレーションモデルの処理能力等についてヒアリングを実施して決定することがある。

## 5. 本基本協定に関する手続等

### （１）担当部局

〒８９３－１２０７ 鹿児島県肝属郡肝付町新富１０１３－１

（電話 ０９９４－６５－２９９４）

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当：調査第二課長（内線３６１）

専門官（内線５０１）

### （２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成２７年 １月２６日（月）から平成２７年 ２月２０日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。

② 交付場所：〒８９３－１２０７ 鹿児島県肝属郡肝付町新富１０１３－１  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第二課

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

### （３）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成２７年 １月２６日（月）から平成２７年 ２月２０日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで

② 提出場所：上記５．（１）②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

## 4 その他

（１）技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。